

栃木県宿泊施設環境整備促進補助金

観光庁所管の「宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業」による補助金（以下「国補助金」という。）に**県が上乘せ補助**します。

1 対象者

県内に事業所を有する宿泊事業者のうち、国補助金の交付を受ける者

申請対象者の概要

- ・ 5者以上の宿泊事業者による協議会が申請可能
- ・ 協議会は、既設・新設を問わない
- ・ DMO又は地方公共団体と連携してインバウンドに取り組んでいる事業者は1者で申請可能

※国補助金の内容は、観光庁のHPでご確認ください。

2 補助対象事業（観光庁HPより）

- ① 無線LAN環境の整備 ② トイレの洋式化 ③ 多言語対応整備（国際放送設備、タブレット端末、案内表示多言語化）
④ 決済端末の整備 ⑤ 自社サイト多言語化 ⑥ 非接触型体温計導入 ⑦ その他訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に宿泊するための整備

3 補助金額

下記①又は②のいずれか低い額

- ・ 国補助金の総事業費に3分の1を乗じて得た額 又は② 1,500千円 ※予算の範囲を超える場合は補助金額の調整を行う。

4 募集期間及び事務の流れ

観光庁：令和3年7月30日から9月10日まで／栃木県：令和3年11月30日まで

